

江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業
基本計画（案）

令和6年（2024年）3月

中野区

I 事業概要

1. 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業基本計画（案）の位置づけ

(1) 中野区基本計画・中野区実施計画

中野区基本計画では、重度障害者をはじめ障害者が地域で安心して暮らせるよう関係機関との連携や人材育成を進めるとともに、障害者の地域生活への移行を支える基盤の整備として、重度障害者グループホームの整備に向けた検討を行うこととしている。

また、令和6年2月に策定した中野区実施計画では、江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業は、障害者の地域生活移行・地域定着支援の推進や民間活力活用による障害者施設基盤整備・誘導として位置づけられ、身体障害、知的障害のある方の生活の安定と自立を支える基盤づくりを進めることとしている。

(2) 中野区障害者計画、第6期障害福祉計画

中野区障害者計画は、障害者基本法第11条に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である。また、第6期障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定したものである。

中野区障害者計画、第6期障害福祉計画においては、江古田三丁目の区有地を活用して、身体障害・知的障害のある人に対応した、障害者グループホーム、短期入所及び地域生活支援拠点の3つの機能を併せた多機能型拠点整備を進めることとしてきた。

令和6年3月に策定の中野区障害者計画及び第7期中野区障害福祉計画においても、上記の内容をもとに、江古田三丁目重度障害者グループホーム等の整備については、令和9年度の開設を目指して整備を進めていくこととしている。介護者が高齢になっても、住み慣れた地域において生活を継続できるように、共同生活援助の整備は必須であり、江古田三丁目重度障害者グループホーム等だけでなく、適した区有地の確保ができるよう、その次の整備に向けた取組を行っていく。

2 施設整備の基本計画（案）の策定

中野区においては、「健康福祉都市なかの」の理念をもとに、障害の状況にかかわらず、自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、共同生活援助（グループホーム）、短期入所及び地域生活支援拠点の整備、拡充を進めている。

中野区障害者計画及び第6期障害福祉計画に基づき、江古田三丁目区有地における重度障害者グループホーム等の整備に係る方針や機能、あり方等を共有する指標として令和4年12月に基本方針を策定した。

また、本計画（案）は、令和6年3月に策定の中野区障害者計画及び第7期中野区障害福祉計画の内容を踏まえたものである。

3 本事業の整備の概要

(1) 施設整備の目的及び経緯

医療的ケアや行動障害への支援が可能な共同生活援助及び短期入所は、施設整備費用が高くなること、手厚い人員配置及び高度な専門性が必要になること等の理由から民間事業者による自発的な整備がすすまないため、区の誘導が必要である。

福祉人材の確保は年々厳しさを増しており、建築資材の高騰に伴って施設整備費も上がり、事業者の確保が非常に難しくなっている。

医療的ケアが必要な方が、生活圏域で利用できるサービスの確保は喫緊の課題であり、早期の整備が求められている。このため、施設の整備は区が実施することで、事業者の負担を軽減し、参入を促進することとし、令和5年5月に運営事業者を選定した。

(2) サービスの内容

重度障害のある方の利用を中心とし、医療的ケアのある方や行動障害のある方の支援も実施する。

① 共同生活援助

2ユニット、各定員6名（計12名）

身体障害者用1ユニット、知的障害者用1ユニットを想定。

② 短期入所

定員2名

1室は身体障害者用、1室は知的障害者用を想定。

③ 日中一時支援事業

短期入所の空床を利用した日中一時支援事業（中野区障害者日中一時支援事業実施要綱に基づく事業）を区の委託により実施。

④ 地域生活支援拠点

主に身体障害者及び知的障害者を対象として、緊急時のコーディネート、相談支援等を実施。

(3) 事業の運営

令和5年7月に、区は公募により選定した運営事業者と覚書を締結した。現在、運営事業者が開設の準備を進めている。運営開始前には、定期建物賃貸借契約と、本施設の運営に関する協定を締結する。

4 スケジュール

令和5年	5月	運営事業者の選定
	8月	基本計画の策定開始
令和6年	3月	近隣住民等・当事者及びその家族への説明、基本計画策定
令和6～7年度		基本設計・実施設計
令和7年度		着工
令和7～9年度		施設整備
令和9年度		定期建物賃貸借契約、協定締結
令和9年10月		開設（予定）

II 施設計画

1 配置計画

- ・建物の軒の高さを7m以下とする計画をすることによって日影規制対象外となるが、北側民家への影響を考慮し、軒の高さ7m以下でも日影規制値を遵守する計画としている。
そのため、建物を北側隣地境界線より4m以上離す計画としている。
- ・また、建物配置は、窓先空地を確保して、できるだけ南側に寄せて北側隣地への日影の影響を少なくしている。
- ・敷地内には、入居者の送迎用車両が停車できるスペースを設けている。また、利用者家族や拠点来館者用のための駐車スペースも設け、職員用の駐輪場も設けた計画としている。
- ・敷地内の植栽は、敷地内通路幅員を確保しつつ、基準面積を緑化している。

2 平面計画

- ・階構成は、1階を身体ユニット、2階を知的ユニットの各ゾーンとし、それぞれに短期入所居室と世話人室を設けている。
- ・1階のメインエントランスで身体ユニットと知的ユニットの利用者との接触がさけられるように、2階の知的ユニットゾーンへは、サブアプローチとして北側の階段を利用できるように考慮している。
- ・各階の利用者動線は、ホールからまず職員が見守るLDを通り、各居室に入室できるようにしている。
- ・各階の脱衣室は、多機能トイレと連続しており、利用しやすい空間としている。
- ・エレベーターは、ストレッチャー1台と介助者1名が、また車椅子（幅700mm×奥行1,200mmに収まるサイズ）1台と介助者2名が同時に乗ることができる広さとしている。

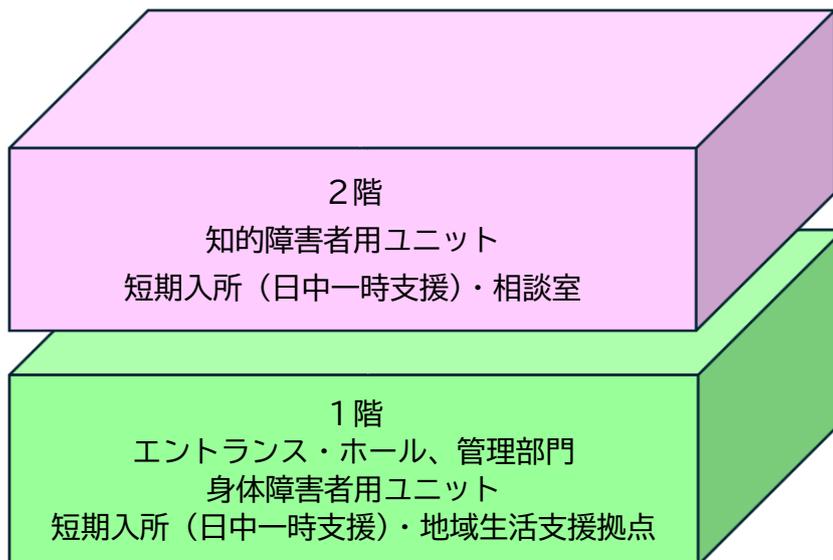
Ⅲ 各室機能及び必要面積、階構成図

各室の機能及び必要面積（想定）

【機能及び規模】・共同生活援助（グループホーム 6室×2ユニット）

- ・短期入所（ショートステイ）2室（空床時は日中一時支援事業を実施）
- ・地域生活支援拠点機能（事務スペース、相談室）

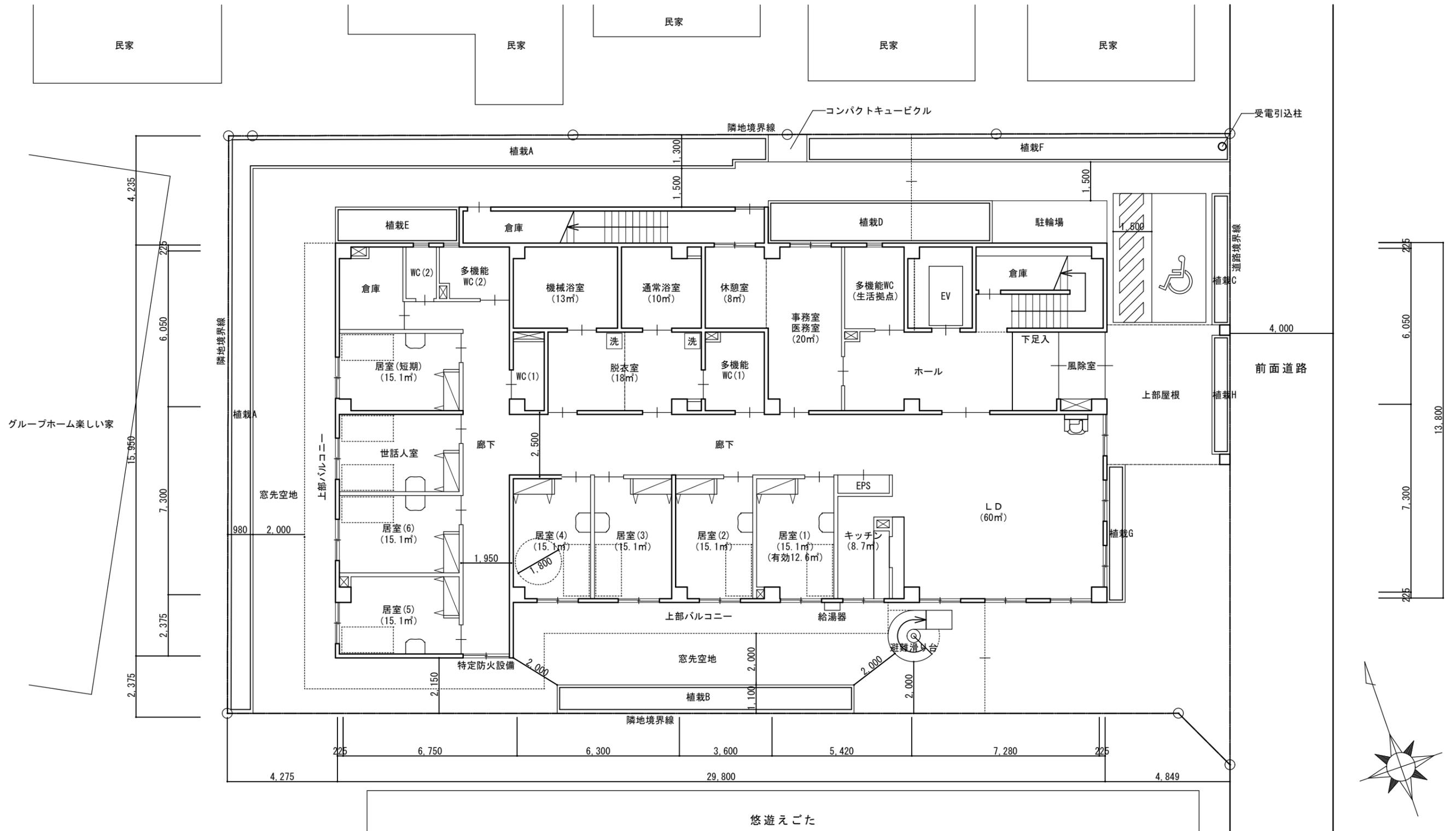
		面積	数量	総面積	(収納)
共同生活援助	居室	15.1㎡	12	181.2㎡	9.3畳分（介護ベッド、機器類配置スペース、収納含む） 国基準：7.43㎡以上（収納スペースは別に確保要） 都の推奨：居室面積は実測値（壁内側からの面積）
	LDK(身体ユニット)	68.7㎡	1	68.7㎡	食事スペース 利用者6名+支援員 車椅子の利用を想定
	LDK(知的ユニット)	51.7㎡	1	51.7㎡	食事スペース 利用者6名+支援員
	トイレ(多機能)	6~10㎡	4	32.0㎡	身体ユニット2、知的ユニット2
	トイレ(一般)	2~4㎡	4	14.1㎡	身体ユニット2、知的ユニット2
	浴室(機械浴室)	13.0㎡	1	13.0㎡	機械浴槽を想定したサイズ
	浴室(通常浴室)	10~11㎡	3	32.0㎡	介助者が入れるサイズ 1か所はリフト設置 身体ユニット1、知的ユニット2
	脱衣室 世話入室	18.0㎡ 15.1㎡	2 2	36.0㎡ 30.2㎡	身体ユニット1、知的ユニット1、洗濯機、洗面台設置 2ベッド分を確保 各階1か所
短期入所	居室	15.1㎡	2	30.2㎡	9.3畳分（介護ベッド、機器類配置スペース、収納含む） 国基準：8㎡以上（収納スペースは別に確保要） 都の推奨：居室面積は実測値（壁内側からの面積）
	地域生活支援拠点機能	事務室・医務室	20.0㎡	1	20.0㎡
地域生活支援拠点機能	休憩室	8.0㎡	1	8.0㎡	
	相談室	7.3㎡	1	7.3㎡	
	トイレ(多機能)	8.0㎡	1	8.0㎡	拠点スペース1
	共用スペース	倉庫	5~8㎡	3	29.1㎡
共用スペース	ホール	17~21㎡	2	38.3㎡	
	エレベーター	8.7㎡	1	17.4㎡	
	廊下・階段等	190.6㎡	1	207.4㎡	
	風除室・玄関	11.5㎡	2	11.5㎡	
施設面積合計				836.1㎡	
駐車場				24.8㎡	拠点来館者・利用者家族用駐車場



【階構成イメージ図】

V. 基本計画図

1 1階平面図



1階平面図 (438.91㎡) 1/150

